

『芳珠記念病院居宅介護支援事業所』運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団和楽仁が開設する芳珠記念病院居宅介護支援事業所（以下、事業所という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下、事業という。）は、高齢者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、事業所の介護支援専門員又はその他の従業者（以下、介護支援専門員等という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- （1）事業の実施に当たっては、事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- （2）事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- （3）事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- （4）事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 芳珠記念病院居宅介護支援事業所
- （2）所在地 石川県能美市緑が丘11丁目71番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 この事業所に勤務する職員の職種及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者（介護支援専門員と兼務）1名

管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- （2）介護支援専門員

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日、営業時間等)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日(祝日、8月15日、12月30日～1月3日を除く)
- (2) 営業時間 8時30分～17時15分

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所：事業所内及び利用者宅、その他必要と認められる場所
- (2) 使用する課題分析票の種類：厚生労働省の通知で示された課題分析標準項目を満たす方式

- (3) サービス担当者会議の開催場所：利用者宅、その他必要と認められる場所
 - (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：最低月1回
 - (5) モニタリングの結果記録：月1回
- 2 利用者からは交通費を徴収しないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、原則能美市、能美郡の区域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第9条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(ハラスメントに関する事項)

第10条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場及び訪問先において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員等の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理)

第12条 事業所は、感染症の予防及びまん延防止に努め、法人内の感染対策委員会においてその対策を協議し、対応指針等を作成する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(事業継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や災害が発生した場合でも利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、採用時または更新時の研修の他、必要な研修や事例検討会等への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。また、参加した内容等に関する記録を作成する。

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。

5 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、介護支援専門員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人社団和楽仁と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、2000 年 2 月 1 日から施行する。

2006 年 2 月 1 日 一部改訂

2007 年 3 月 1 日 一部改訂

2010 年 5 月 1 日 一部改訂

2015 年 4 月 1 日 一部改訂

2017 年 4 月 1 日 一部改訂

2021 年 4 月 1 日 一部改訂

2023 年 4 月 1 日 一部改訂

2024 年 4 月 1 日 一部改訂

2025 年 10 月 1 日 一部改訂